令和８年１１月１３日

利用者各位

青森県総合運公園・新青森県総合運動公園
PFI 事業者 ＰＦＩ青い森スポーツパーク㈱
代表取締役　安永　亘之
（ 社 印 省 略 ）

令和９年度青森県総合運動公園・新青森県総合運動公園施設の貸切使用（減免申請含）の調整計画について（通知）

平素より、当施設をご利用いただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和９年度施設貸切使用（減免申請含）の調整計画を下記のとおり行いますので、利用を希望される団体は、送付資料を熟読のうえ、期限までに申込み手続きをしていただきますようお願いいたします。

記

１　内　　容　　青森県総合運動公園〔野球場〕及び新青森県総合運動公園〔マエダアリーナ、テニスコート、多目的運動場、球技場、カクヒログループアスレチックスタジアム、補助陸上競技場、投てき・アーチェリー場〕の貸切使用調整計画

２　送付資料　　(1) 別紙１　注意事項〔貸切使用計画〕
(2) 別紙２　次年度貸切調整の流れ
(3) 別紙３　令和９年度施設・設備改修工事等による休業予定のお知らせ
(4) 「青森県総合運動公園・新青森県総合運動公園使用計画書兼次年度調整用特定公園施設使用許可申請書」
「新青森県総合運動公園マエダアリーナ合宿所使用計画書」
※1 天然芝生施設をご利用の団体につきましては、別紙「令和９年度における天然芝生施設のご利用について」を同封しておりますので、ご確認ください。
※2 カクヒログループアスレチックスタジアムをご利用の団体につきましては、別紙「陸上競技場のご利用について」を同封しておりますので、ご確認ください。

３　申込方法　　以下の(1)または(2)の方法でお申込みください。
(1) インターネットでの申込み（オンライン申請サービス）

別紙１及び青森県総合運動公園・新青森県総合運動公園ホームページをご確認ください。（ホームページ　https://aomori-sportspark.jp/）

(2) 書類での申込み

必要な書類を整え、郵送または持参してください。なお、貸切施設により書類の提出先が異なりますのでご留意ください。

① 野球場

〒038-0021 青森市安田字近野 234-7　TEL:017-766-1241

・青森県総合運動公園管理事務所内 ※FAX 不可

② マエダアリーナ、テニスコート、多目的運動場、合宿所

〒039-3505 青森市宮田字高瀬 22-2　TEL:017-737-0601

・新青森県総合運動公園マエダアリーナ宛 ※FAX 不可

③ 陸上競技場、補助陸上競技場、投てき・アーチェリー場、球技場

〒039-3505 青森市宮田字高瀬 22-2　TEL:017-752-0641

・新青森県総合運動公園カクヒログループアスレチックスタジアム宛 ※FAX 不可

4　受付期間　競技会等の規模により受付期間が異なりますので、別紙２より優先順位を確認し、期間内にお申込みください。（期間厳守）

5　特記事項

・各競技団体においては、当施設の使用を予定している大会の日程等について事前に調整（把握）し、同種目の競技で希望日時が重複しないようお願いします。

・別紙競技会等の優先順位の他に、競技種目等が偏らないよう種目毎にバランスをとり調整作業を行うことをご理解ください。

・練習会等を大会と偽って申請することは、絶対にやめてください。

・調整は、別紙２の優先順位に基づき行いますので、ご希望に添えない場合があることを予めご理解ください。

以上

別紙１

注意事項〔貸切使用計画〕

重要

青森県総合運動公園・新青森県総合運動公園の貸切使用計画における注意事項

１．計画書作成、提出における注意事項

(1)受付期間は厳守してください。開催する競技会等の規模によって受付期間が異なりますので、別紙２をご確認のうえ、お申込み願います。

(2)競技会等の計画書を提出する際は、「優先順位１～５」がわかるように、必ず送付する封筒に**「優先順位○」**とハッキリ明記してください。また、申請者の郵便番号、住所、氏名を書いた角２型封筒に**１８０円分の切手**を同封し提出してください。封筒・切手が同封されていないものは受付けできません（オンライン申請サービスを利用の場合は不要）。

(3)優先順位が異なるものは一緒に同封せず、必ず**優先順位毎**に分け、別々に提出してください。

(4)必ず**競技会毎に計画書を分けて**提出してください。

(5)使用する施設が２つ以上になる場合は、同じ競技会等であっても**施設毎に計画書を分けて**提出してください。

区分：①メインアリーナ　②サブアリーナ　③２５ｍプール　④５０ｍプール　⑤テニスコート　⑥合宿所
⑦多目的運動場　⑧球技場　⑨陸上競技場　⑩補助陸上競技場　⑪投てき・アーチェリー場　⑫野球場

(6)新青森県総合運動公園の休館日は原則毎月第３火曜日（４月と１２月は翌日も休館日）、青森県総合運動公園の休館日は原則毎週火曜日となります。ただし、休館日が祝日の場合はその翌日が休館日となります。また、年末年始の休館日は１２月２９日から１月３日までとなります。

(7)終了時間（最終日）については、他団体の貸切使用が入り、使用時間の変更ができない場合がありますので、終了時間は余裕をもって申込みをしてください。

(8)使用する時間には、準備、片付けの時間を含みます。なお、使用施設は、現状復帰でお願いします。

(9)屋外施設を競技会等で使用する場合、「予備日」は実際に使用するものとして申込みをしてください。

(10)使用日より逆算して１４日以内のキャンセルはできません。

(11)使用施設近辺駐車場の車両整理が必要と想定される大会は必ず車両誘導員を配置してください。

２．営業時間について

基本営業時間は、９時から**２１時まで**になります。（多目的運動場、投てき・アーチェリー場は日没まで）なお、大会等で利用される場合はお客様の要望に配慮した営業時間とします。また、使用する時間が、２１時前に終了する場合であっても、**会場が一般開放できない状態**にある場合は２１時まで使用するものとみなしますので、記入する際は十分気をつけてください。（こちらで訂正させていただくことがあります。）

３．オンライン申請サービスご利用における注意事項

(1)青森県総合運動公園・新青森県総合運動公園のホームページより「次年度貸切使用調整の流れ」をご覧のうえ、「次年度貸切使用調整オンライン申請サービス」にてお申込みください。手続きは、各優先順位の受付期間中のみとなります。

(2)調整計画の受付が完了すると、申込み時に登録したメールアドレス宛に**申込内容の確認メール**が届きます。送信後３日を経過してもメールが届かない場合は、ご面倒でも必ず電話で確認してください。

４．合宿所について

(1)**次年度貸切調整計画に含まれない４日未満の合宿所の申込み**は、**令和９年３月１日以降、**青森県総合運動公園・新青森県総合運動公園のホームページより「合宿所予約オンラインサービス」にてお申込みください。

(2)申込の受付が完了すると、申込み時に登録したメールアドレス宛に申込内容の確認メールが届きます。送信後３日を経過してもメールが届かない場合は、ご面倒でも必ず電話で確認してください。申込内容の確認後、許可となります。なお、詳細につきましては、マエダアリーナ合宿所宿泊約款並びに利用規則をご覧ください。

※次年度調整計画以外で合宿所を利用できるのは、原則的に県内のスポーツ施設及び、当施設を利用する団体とさせていただきます。

５．減免を希望する場合について

(1)計画書提出の際、必ず、必要書類を添付してください。

(2)**計画書の使用責任者の氏名欄**は連絡用として使用するので、**所属長氏名ではなく実際に担当する方の氏名を記入**してください。

(3)県が直接行う事業に使用するまたは、県が県中体連、県高体連、県高文連と共催して全県的な規模以上（総合体育大会等）で開催する競技会等のために使用する場合、県が実行委員会を組織して行う事業に使用する場合は、**前年度の報告書や当該年度の開催要項（案）等を必ず添付**してください。

(4)身体障害者福祉法による身体障害者手帳または、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳、療養手帳の交付を受けている知的障害者及びその付添い人（１名）が使用する場合、使用料は全額免除となります。

(5)**減免で使用する日時は、綿密な計画のうえで申請してください。過大な日数や時間で申請することは一般のお客様に対しご迷惑となりますので絶対にお止めください。明らかに実際の使用日時が異なる場合は、次年度以降の使用を許可しない場合もありますので注意してください。**

※準備日（時間）については、**実際の所要時間を当施設の営業終了（２１時まで）から逆算した時間**で計画してください。

(6)減免基準に該当しているか判断するため、確認に必要な書類の提出を求める場合があります。その際は、速やかに追加の資料の提出をお願いいたします。

(7)減免の基準を満たさない場合、または書類に不備がある場合、期日までに書類の提出がない場合は、減免となりません。

別紙２

次年度貸切調整の流れ

調整申込手続

オンライン申請サービスによる申込

調整計画案内を送付します

■該当する優先順位（下記参照）の受付期間内にホームページの次年度貸切使用調整オンライン申請サービスを開き、申込みフォームに必要事項を入力し送信してください。

■登録完了後に、登録したメールアドレス宛てに届く登録完了通知メールは、お問合せの際に必要となりますので大切に保管してください。

文書による申込

調整計画案内を送付します

■該当する優先順位（下記参照）の受付期間内に下記書類を提出（郵送）してください。

【提出書類】

①青森県総合運動公園・新青森県総合運動公園使用計画書兼次年度調整用特定公園施設使用許可申請書、新青森県総合運動公園マエダアリーナ合宿所使用計画書

②返信用の角２型封筒（使用責任者の郵便番号、住所、氏名を記入）と１８０円分の切手

※切手のないものは受付ません。また、提出書類が複数の場合は重量相当分の切手を同封してください。

調整後、結果を送信（送付）します

許可承認

■調整結果の通知メール受信にて申請手続き完了となります。
メールに記載されている内容を確認し変更等がある場合は、青森県総合運動公園・新青森県総合運動公園まで送信してください。
※３月上旬までに通知メールが届かない場合はお問合せください。

■提出書類①の返送を以って許可承認となり、許可番号が発行されます。
許可番号を受けた計画書は申請書（許可書）となりますので、記載されている内容を確認し、変更等がある場合は青森県総合運動公園・新青森県総合運動公園までご連絡ください。
※３月上旬までに届かない場合はお問合せください。

使用前注意事項

■ご使用の前までに許可条件をご確認ください。

■ご使用の前までに使用料の支払を済ませ、手続き完了です。
※当日現金払い可

■競技会・イベントで使用する場合、使用日の１ヶ前を目途に施設職員と打合せが必要です。
※返送された通知メールや許可書は使用日まで適切に保管してください。
（ご使用の前に提示を求める場合があります。）

■競技会等の優先順位

競技会等の優先順位		受付期間（期限厳守）	調整結果の通知	諸注意等
1	・県が主催する事業（県が直接行う事業）で※１の条件を満たすもの ・世界・全国・東北レベルの競技会やイベント等 ・プロスポーツ ・中体連・高体連・高文連が主催する競技会等（※２参照）	12月1日（火） ～ 12月11日（金）	１月下旬	申請の際は、使用を希望する競技会等の規模・レベルから優先順位を確認し、その受付期間内に申請してください。 なお、優先順位については弊社で内容を精査し、判断させていただきますので予めご了承ください。 （※３）
2	・県レベルの競技会やイベント等 ・県が主催する事業（県が直接行う事業）で※１の条件を満たさないもの	12月14日（月） ～ 12月25日（金） ※12/15（火）、16（水）休館日	２月中旬	
3	・地区、市レベルの競技会やイベント等	1月4日（月）～ 1月15日（金）	２月下旬	
4	・その他、小規模な競技会やイベント、学校行事等	1月18日（月） ～ 1月 29日（金） ※1/19（火）休館日		
5	・合宿所を拠点とする４泊以上の遠征、研修、合宿等	2月1日（月） ～ 2月 12日（金）		優先順位については、宿泊規模等を鑑みて判断させていただきますので予めご了承ください。 ４泊未満は３月１日以降の申込みとなります。

※１　競技会等の優先順位１～４は、メイン及びサブアリーナを全面使用、テニスコートは１０面以上の使用を条件とします。

※２　中体連が主催する競技会→①青森県中体連夏季大会　②青森市中体連夏季大会
高体連が主催する競技会→①青森県高校総合体育大会　②青森県定通制高校総合体育大会
高文連が主催する競技会→①全国高校総合文化祭青森大会

※３　屋外施設を競技会等で使用する場合、「予備日」は実際に使用するものとして申請してください。

別紙３

令和９年度施設・設備改修工事等による休業予定のお知らせ

令和９年度施設・設備改修工事等のため、下記のとおり施設を休業する場合がございます。ご承諾の上、お申し込みいただきますようお願いいたします。

ただし、休業期間につきましては、工事等の状況により変動する可能性がございますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

記

設備・設備改修工事等による各施設休業予定期間

施設	休業予定期間	休業予定時期	工事等内容
新青森県総合運動公園全域	4 日程度	令和 9 年 11 月	受電設備更新のため停電
マエダアリーナ（50mプールを除く）	1.5～2 か月	未定	受水槽更新工事のため断水、および空調の停止
50mプール	1 か月	未定	可動床メンテナンス
陸上競技場屋外競技トラック・フィールド	3 週間	令和 9 年 9 月～10 月	検定取得に係る競技エリアの修繕

以上

競技会・イベント等用　**優先順位（　　）**

【　　】年度

青森県総合運動公園・新青森県総合運動公園使用計画書
兼 次年度調整用特定公園施設使用許可申請書

※1 下記に必要事項、□にはレ印を記入してください。　※2 太枠部分は記入しないでください。

受付者

受　付　日　令和　　年　　月　　日

団　体　名		使用責任者 氏　　名	
使用責任者 住　　所	〒	電 話 番 号 緊急連絡先	
競技会等名			
使 用 区 分	□ スポーツ　□ スポーツ以外 □ 非営利　□ 営　利	□ 使用料の減免を申請予定 ※ 減免の可否は、減免基準に則り決定します。	
使用予定人数	合　　計　　名　観　客　数　　名		
使 用 施 設	□ メインアリーナ　□ サブアリーナ　□ 25 m プール　□ 50 m プール □ テニスコート ＿＿ 面 ※10面以上　□ 多目的運動場　□ 球　技　場 □ 陸上競技場　□ 補助陸上競技場　□ 投てき・ｱｰﾁｪﾘｰ場　□ 野　球　場 □ その他の施設〔　　〕		
その他 連絡事項等			

希望使用日	希望使用時間	可否	変更使用日時		使用料金
年　月　日　曜日	:　～　:		年　月　日　曜日	:　～　:	円
年　月　日　曜日	:　～　:		年　月　日　曜日	:　～　:	円
年　月　日　曜日	:　～　:		年　月　日　曜日	:　～　:	円
年　月　日　曜日	:　～　:		年　月　日　曜日	:　～　:	円
年　月　日　曜日	:　～　:		年　月　日　曜日	:　～　:	円
年　月　日　曜日	:　～　:		年　月　日　曜日	:　～　:	円

※上記のとおり調整いたしました。
可となった予約は、許可承認となり許可番号が発行されます。
許可番号を受けた計画書は申請書（許可書）となりますので、
裏面の許可条件に同意のもと使用日まで適切に保管ください。

許 可 年 月 日
年　月　日
許 可 番 号
第　　号

青森県総合運公園・新青森県総合運動公園指定管理者　ＰＦＩ青い森スポーツパーク株式会社　代表取締役　安永　亘之

特　定　公　園　施　設　使　用　許　可　条　件

1. この許可書は、青森県総合運動特定公園施設【野球場】、新青森県総合運動特定公園施設【総合体育館（メインアリーナ、サブアリーナ、25mプール、50mプール）、テニスコート、多目的運動場、球技場、陸上競技場（主競技場、補助競技場、投てき・アーチェリー場）】を使用する前に、必ず受付に提示してください。

2. 施設使用の許可は、他人に譲渡し、又は転貸することはできません。

3. 納付された使用料は、条例に定める以外は返納できません。

4. 準備及び後始末は、許可された時間内に使用者側で行い、現状に復してください。

5. 競技会、イベント等で使用する場合は、プログラム等内容のわかるものを提出し、必要な事項について1ヶ月前までに職員と打合せを行ってください。

6. 施設内外の秩序保持のため、必要な整理員を配置してください。

7. 建物及び附属設備等を破損、汚損又は滅失した場合、生じた損害について賠償していただきます。

8. 騒音、怒声を発し、暴力を用いる等他人に迷惑をかける行為をしないでください。

9. 設備及び備品等の使用にあたっては、職員の指示に従ってください。

10. 緊急地震速報等が発令された場合、施設管理者のアナウンスに従ってください。

競技会・イベント等用　**優先順位（５）**

【　　】年度

新青森県総合運動公園マエダアリーナ合宿所使用計画書

※1　下記に必要事項、□にはレ印を記入してください。　※2　太枠部分は記入しないでください。

受付者

受　付　日　令和　　年　　月　　日

団　体　名		宿泊責任者 氏　　名	
宿泊責任者 住　　所	〒	電 話 番 号 緊急連絡先	
メ　ー　ル ア ド レ ス			
利 用 施 設	□ メインアリーナ　□ サブアリーナ　□ ２５ｍプール　□ ５０ｍプール □ テニスコート　□ 多目的運動場　□ 球技場　□ 陸上競技場 □ 補助陸上競技場　□ 投てき・アーチェリー場　□ 野球場　□ 公園外施設		
利 用 目 的	□ 大会・イベント　□ 合宿(スポーツ)　□ 合宿(その他)　□ その他（　　）		
希 望 部 屋	□ シングルルーム　＿＿＿ 部屋　□ トリプルルーム　＿＿＿ 部屋 □ ツインルーム　＿＿＿ 部屋　□ 和室（定員10名）　＿＿＿ 部屋　※30名以上		
そ の 他 連絡事項等			

宿泊希望期間（４泊以上）		小・中学生					高校生					一般					食事申込						可否
																	１日目		期間中		最終日		
チェックイン	年　月　日　曜日	合計			人		合計			人		合計			人				朝	□	朝	□	
																	昼	□	昼	□	昼	□	
チェックアウト	年　月　日　曜日	男		女			男		女			男		女			夜	□	夜	□			

※上記のとおり調整いたしました。

可となった予約は、仮予約完了となり、予約番号が発行されます。

メールアドレスと予約番号で、合宿所予約オンラインサービスから予約内容の確認・変更等が可能です。

調整終了後、予約された内容に変更がありましたら、速やかに修正をお願いします。ただし、宿泊期間が4泊未満となる変更の場合は予約を取り消しいたしますので、ご注意ください。

裏面の利用上の注意及びキャンセルポリシーをご確認ください。

予約番号
No.

青森県総合運公園・新青森県総合運動公園指定管理者　ＰＦＩ青い森スポーツパーク株式会社　代表取締役　安永　亘之

特 定 公 園 施 設 利 用 上 の 注 意

1. 施設使用の許可は、他人に譲渡し、又は転貸することはできません。

2. 納付された使用料は、条例に定める以外は返納できません。

3. 建物及び附属設備等を破損、汚損又は滅失した場合、生じた損害について賠償していただきます。

4. 騒音、怒声を発し、暴力を用いる等他人に迷惑をかける行為をしないでください。

5. 設備及び備品等の使用にあたっては、職員の指示に従ってください。

6. 15時から20時までの間に1階事務室受付窓口でお支払いをお済ませください。
   また、フロントでオリエンテーションを受け、寝具とルームキーを受け取ってください（シーツ・布団カバー・枕カバーは衛生上必ず利用してください）。
   なお、利用したシーツ類はチェックアウトの際フロント前のカゴに入れてください。

7. 23時に合宿所入口を施錠いたします。また、21時15分から翌朝6時まで公園入口ゲートが閉鎖されますので、お車で外出の際は21時15分までにお戻りください。なお、到着が遅くなる場合は、事前にご相談下さい。

8. お車でお越しの方は合宿所前の宿泊者駐車場をご利用ください。

9. 大浴場及びランドリールームのご利用は22時までとなります。（大浴場は和室の利用がある場合に限る）また、洋室の浴室においては扉を開けたまま入浴しますと煙感知器が作動し警報機が発報する恐れがありますので、必ずドアを閉めてご利用ください。

10. 部屋にはテレビ、時計、歯ブラシ、石鹸、バスタオル等の備品はありませんので各自でご用意ください。

11. 公園敷地内すべて禁煙となっております。

12. 部屋から出たゴミは、チェックアウトの際エレベーター前のゴミ箱に分別して捨ててください。

13. 貴重品は各自で管理してください。施設内での盗難等の責任は負いません。

令和９年度における天然芝生施設のご利用について

当公園内には、陸上競技施設をはじめ、球技場や多目的運動場(旧仮設アーチェリー場)、多目的広場など天然芝生の施設が設置されております。令和 9 年度における天然芝生施設のご利用につきましても、引き続き良い状態で使用していただけるようメンテナンス並びに、養生期間等を設けるなど整備して参りますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

１　陸上主競技場のサッカー、ラグビーフットボール競技使用について

(1) 使用期間について

・令和９年４月中旬　～　令和９年１１月中旬

※４月～６月、９月～１０月は播種作業及び芝生育成のため使用をお断りさせていただく期間を設ける場合があります。予めご了承ください。

(2) 月毎のフィールド使用日数について

・原則として月６日以内とし、使用後は１～２週間程度のメンテナンス及び、養生期間を設けます。このため、空いている時でも使用できない場合がありますので、予めご了承ください。

(3) 大会、イベントの試合数について

・１日２試合まで、１大会、イベントの試合数は３試合までとします。

(4) その他

・「全国・東北大会レベル」、「青森県大会の準決勝以上」のみ使用可能です。なお、これらの大会等であっても前年度の実績を報告していただき、その内容により使用について判断させていただくことがありますのであらかじめご了承ください。

・競技スペース以外でのスパイクシューズでの使用を禁止します。競技の進行上、ベンチを設置する場所やスパイクシューズで歩行しなければならない場所には必ず人工芝を敷いてください。

・養生期間を１～２週間としておりますが、使用回数が増えるにつれ芝生が荒れていく可能性があります。使用時に芝生の状態が十全ではない可能性を予めご了承のうえ、申請くださるようお願いします。

２　陸上補助競技場のサッカー、ラグビーフットボール競技使用について

(1) 使用期間について

・令和９年４月中旬 ～　令和９年１１月中旬

(2) 月毎のフィールド使用日数について

・原則として月４日から６日以内とし、使用後は２週間程度のメンテナンス及び、養生期間を設けます。このため、空いている時でも使用できない場合がありますので予めご了承ください。

(3) 大会、イベントの試合数について

・１日２試合まで、１大会、イベントの試合数は３試合までとします。

(4) その他

・競技スペース以外でのスパイクシューズでの使用を禁止します。競技の進行上ベンチを設置する場所やスパイクシューズで歩行しなければならない場所には必ず人工芝を敷いてください。

３　球技場のサッカー、ラグビーフットボール競技使用について

(1) 使用期間について

・令和９年４月下旬 ～　令和９年１１月中旬

(2) 月毎の使用日数について

・原則として月４日から６日以内とし、使用後は１～２週間程度のメンテナンス及び、養生期間を設けます。このため、空いている時でも使用できない場合がありますので予めご了承ください。

(3) 大会、イベントの試合数について

・１日２試合まで、１大会、イベントの試合数は４試合までとします。

(4) その他

・陸上競技場の播種作業及び芝生育成期間は養生期間を１週間としておりますので、使用回数が増えるにつれ芝生が荒れていく可能性があります。使用時に芝生の状態が十全ではない可能性を予めご了承のうえ、申請くださるようお願いします。

４　多目的広場のサッカー、ラグビーフットボール競技使用について

多目的広場は、球技場と一体で使用する場合、または球技場芝生のメンテナンスや養生等により、使用できない際の代替として利用できます。ただし、多目的広場にはラグビー用ポールの設置はありませんのでご承知ください。

また、多目的広場は貯水池となっておりますので、大雨等に伴い施設が増水で使用できない場合もありますので予めご了承ください。

(1) 使用期間について

・令和９年４月下旬 ～　令和９年１１月中旬

(2) 使用後の養生期間について

・使用後は使用内容にもよりますが、１週間程度のメンテナンス及び、養生期間を設けますので、空いている時でも使用できない場合がありますので予め了承願います。なお、大会等で使用する際の使用日数及び、試合数の制限は設けません。

(3) その他

・照明設備がありませんので、４月～９月が１９時まで、１０月～１１月が１６時までの営業となります。

５　多目的運動場の使用について

(1) 使用期間について

・令和９年４月中旬 ～　令和９年１１月中旬

(2) 月毎の使用日数について

・原則として月４日から６日以内とし、使用後は使用内容にもよりますが、１～２週間程度のメンテナンス及び、養生期間を設けます。このため、空いている時でも使用できない場合もありますので予め了承願います。なお、大会等で使用する際の使用日数及び、試合数の制限は設けません

(3) その他

・照明設備がありませんので、４月～９月が１９時まで、１０月～１１月が１６時までの営業となります。

6　施設共通注意事項

・融雪状況や積雪、天候不順などにより施設を貸し出し出来ない場合がありますので予めご了承ください。

・養生、メンテナンスのため次年度調整終了後の大会、イベントや練習での使用申請は空いている場合でもお断りする場合がありますので、予めご了承ください。ただし、スパイクを使用しない大会、イベントや練習については、養生期間中も使用を可能とする場合がありますので、別途ご相談ください。

・各施設ともに、使用後荒れた箇所は管理者指示に従って砂埋めなど補修作業を行ってください。

・準備、後片付けは必ず貸切時間内で行ってください。

・アップ、ダウン以外の練習時間は試合時間として換算されます。

・芝生用着色剤（ペイント液）は、主催者側でご持参いただき、終了後はお持ち帰りください。

・ペイント液の作成やペイントカーの洗浄は必ず管理者指定の洗い場で行ってください。余ったペイント液は管理者指示で処分するか、お持ち帰りください。

・ライン引きなどの作業で芝地に打ち込むペグなどは、使用した数と回収した数を確認し、回収し忘れがないようにしてください。

・サッカー、ラグビーフットボール競技以外の芝を使用する競技でご利用を希望する場合は、別途ご相談ください。

・使用施設周辺駐車場の整理が必要と想定される大会、イベントは必ず車両誘導員を配置してください。

令和９年度の陸上競技場関連施設及び投てき・アーチェリー場のご利用について

〔書類作成時の注意事項〕

１．施設の使用期間、時間について

①陸上競技場（主・補助）　　4 月中旬～11 月中旬　21:00 まで

※夜間使用は照明料がかかります。

②投てき・アーチェリー場　　4 月中旬～9 月　19:00 まで　　10 月～11 月中旬 16:00 まで

※投てき・アーチェリー場に照明設備はありません。

２．計画書記載について

・使用する時間は、1 時間単位（○ 9:00～17:00、× 9:30～16:30）で計画してください。また、準備、後片付けを含んだ時間で申請してください。

３．付帯施設、設備について

・陸上競技場会議室は主競技場貸切に含まれませんのでご注意ください。また、大型映像装置、会議室冷暖房、室内練習場暖房も主陸上競技場貸切には含まれません。

４．種目別の注意事項

※施設近辺駐車場の整理が必要と想定される大会・イベントは、必ず車両誘導員を配置してください。

①陸上競技

・競技会等で貸切期間前に荷物（テント等）だけが送られてくることがありますが、当施設では責任を負えない他、荷物を置くスペースはありませんので、そのような事が予測される競技会等については事前に打ち合わせをしてください。

・競技会期間中、参加者がテントを張ったまま帰宅することがありますので、危険防止のため絶対にやめさせてください。

・競技会参加者の送り迎えで、園路に路上駐車する車両が見受けられます。大変危険ですので、事前に注意喚起のうえ、監視員などを配置し、路上駐車防止に努めてください。

②サッカー、ラグビーフットボール競技

・別紙「令和９年度における天然芝生施設のご利用について」をご確認ください。

③その他競技

・その他競技で使用を希望される場合は別途ご相談ください。